

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月6日

契約担当者 公立学校共済組合埼玉宿泊所 支配人 松原 昭彦

1 業務内容等

- (1) 業務の名称
公立学校共済組合埼玉宿泊所サービス等委託請負業務
- (2) 履行の場所
さいたま市中央区新都心2-2
- (3) 業務の内容
公立学校共済組合埼玉宿泊所の宴会場及びレストラン等におけるサービス業務及びスチュワード業務。詳細は別添仕様書による。
- (4) 契約期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
令和6年4月1日以降は仕様書の見直しを行い契約更新する。
今回の入札は令和10年度に予定している。

2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (3) 客室60室以上、宴会場9会場(大宴会場700㎡)以上のホテルにおいて開札日を基準に過去5年以内に2件以上のサービス業務等の運営実績があること。
- (4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部署
郵便番号 : 330-0081
所在地 : さいたま市中央区新都心2-2
契約部署 : 公立学校共済組合埼玉宿泊所(ホテルブリランテ武蔵野) 総務部
担当 : 堀江、高橋
電話 : 048-601-5563
FAX : 048-601-5560
E-mail : soumu@hotel-brillante.com
- (2) 入札説明書等の交付期間及び仕様書の閲覧期間、場所及び方法
令和5年1月11日(水)から令和5年1月13日(金)までの各午後1時から午後5時までの間、上記(1)担当部署において行う。
※ただし、交付希望者については予め担当部署へ来館日時を連絡すること。
交付図書は入札時に全て返却すること。
- (3) 入札説明書等の交付後、入札を辞退する場合の方法
令和5年1月27日(金)午後3時までに、様式第6号入札辞退届の提出および交付図書の全てを上記(1)担当部署へ返却すること。

4 競争入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める一般競争入札参加資格確認申請連絡票を3の(1)あてに持参又は郵送し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出期限 令和5年2月1日(水)午後3時
- (3) 入札参加資格の結果は、令和5年2月7日(火)午後5時までに電子メールで通知する。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年2月14日(火)午前10時30分
- (2) 場 所 ホテルブリランテ武蔵野 5階 コスモス
入札参加者立会いの上、入札を行う。

6 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

入札書にはグリル部門(レストラン)業務(以下「グリル部門」という。)欄は請負金額を記入し、会議、宴会及び婚礼業務欄は希望する委託料率(小数点以下第1位まで)にそれぞれの予定売上を乗じて得た額(円未満端数切捨て)の合計を記入する。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金

免除する。

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、地方公務員等共済組合法施行規則第32条運用方針に従って、契約を履行しないこととなる恐れが無いと認められる場合(*)、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の10分の1以上)を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と履行保証契約(契約金額の10分の1以上)を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

*埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第81条第2項の各号に準ずると認められる場合を指す。

9 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うので(再度入札は1回)、入札書を用意しておくこと。
- (3) 再度入札しても落札者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約を行うことがあるので、見積書を用意しておくこと。

10 契約金額及び契約委託料率

- (1) グリル部門
入札書記載金額を協議の上、月別金額を決定し、支払うものとする。
- (2) 会議、宴会及び婚礼業務委託料について
 - ア 委託料算出対象期間について
毎月、月初から月末の売上とする。
 - イ 委託料算出方法
会議、宴会及び婚礼(レストランウエディングはグリル部門に含む)業務は入札書

記載の委託料率にそれぞれの売上実績額を乗じて算出した額の合計金額を1万円未満端数切捨ての上、支払うものとする。

ウ 売上対象：会場料（マイク等機材含む）、料理及び飲物

(3) 消費税について

(1) 及び(2)の合計額に業務履行期間に有効な消費税及び地方消費税を別途加算する。

1.1 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (4) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札書に記名押印がないとき。
- (6) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (7) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (8) その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。
- (9) 入札金額と入札金額内訳合計の金額が一致していないとき。

1.2 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

1.3 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

1.4 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、埼玉県から「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 詳細は入札説明書による。
- (8) その他本入札執行は、地方公務員等共済組合法施行規程の定めるところによる。